

一般財団法人土浦市産業文化事業団職員就業規則

(平成14年12月6日規則第1号)

改正 平成18年3月30日規則第1号

改正 平成19年3月28日規則第1号

改正 平成21年2月19日規則第2号

改正 平成21年3月23日規則第3号

改正 平成22年3月15日規則第2号

改正 平成25年3月28日規則第1号

改正 平成29年5月12日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、一般財団法人土浦市産業文化事業団の職員（以下「職員」という。）の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(人事等に関する規程)

第2条 この規則に定めるもののほか、職員の人事、勤務及び服務に関する事項については、一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の人事及び勤務並びに服務に関する規程(昭和48年規程第4号。以下「人事等に関する規程」という。)の規定を適用するものとする。

(勤務時間等)

第3条 職員の勤務時間及びその割振りは、別表に定めるところによる。ただし、業務の必要を認める場合は、4週間を平均して1週間について38時間45分とする。

(休憩時間)

第4条 事務局次長（本部にあっては事務局次長，その他の施設にあっては所長をいう。）は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。

2 事務局次長等は、1日の勤務時間が6時間を超え7時間45分以下の場合において、前項の規定によると職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは、同項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。

3 第1項の休憩時間は、職務の特殊性及び当該部署の特殊の必要がある場合において、一斉に与えないことができる。

4 休憩時間は、おおむね毎4時間の連続する正規の勤務時間（前条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）の後に置かなければならない。

5 職員は、休憩時間を自由に利用することができる。

(時間外勤務)

第5条 事務局次長は、業務上の都合により必要と認めるときは、正規の勤務時間を超えて、職員に勤務を命ずることができる。

(休日)

第6条 職員の休日は、別表に定めるところによる。

2 事務局次長等は、業務上の都合によりやむを得ないと認めるときは、前項の休日を他の日に振り替えることができる。この場合において、振替休日は、当該振替休日の前日までに指定して当該職員に通知するものとする。

(育児休業等)

第7条 職員の育児休業等は、一般財団法人土浦市産業文化事業団育児休業及び介護休業等に関する規則（平成21年規則第2号。以下「育児休業及び介護休業等に関する規則」

という。)の定めるところによる。

(介護休業等)

第8条 職員の介護休業等は、育児休業及び介護休業等に関する規則の定めるところによる。

(給与に関する規定)

第9条 職員の給与に関する事項については、一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程(昭和48年規程第5号)を適用するものとする。

(退職手当に関する規定)

第10条 職員の退職手当に関する事項については、一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の退職手当に関する規程(平成14年規程第11号)を適用するものとする。

(適用除外)

第11条 嘱託職員及び臨時職員の就業については、理事長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。

(財団法人土浦市産業文化事業団本部事務局職員就業規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は廃止する。

(1) 財団法人土浦市産業文化事業団本部事務局職員就業規則(平成9年規則第2号)

(2) 土浦市国民宿舎「水郷」管理事務所職員就業規則(昭和48年規則第1号)

(3) 土浦市亀城プラザ管理事務所職員就業規則(昭和58年規則第1号)

(4) 土浦市霞ヶ浦総合公園体育施設管理事務所職員就業規則(昭和58年規則第2号)

(5) 土浦市駅東駐車場管理事務所職員就業規則(昭和60年規則第1号)

(6) 土浦市霞ヶ浦総合公園テニスコート施設管理事務所就業規則(平成3年規則第2号)

(7) 土浦市霞ヶ浦総合公園ネイチャーセンター管理事務所職員就業規則(平成5年規則第6号)

(8) 土浦市民会館管理事務所職員就業規則(平成6年規則第1号)

(9) 土浦市自転車駐車場管理事務所職員就業規則(平成6年規則第2号)

(10) 土浦勤労者総合福祉センター管理事務所職員就業規則(平成9年規則第1号)

付 則(平成18年3月30日規則第1号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月28日規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成21年2月19日規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成21年3月23日規則第3号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成22年3月15日規則第2号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成25年3月28日規則第1号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成29年5月12日規則第5号)

この規則は、平成29年5月12日から施行する。

別表（第3条，第6条関係）

職員の所属	勤務時間	休日
本部	午前8時30分から午後5時15分まで	(1) 毎週土曜日及び日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「法に規定する休日」という。) (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
国民宿舎「水郷」 霞浦の湯	霞ヶ浦総合公園所長がそれぞれの職員に対して割り振った時間	(1) 週休日に相当する休日として，4週間を通じて8日の割合で，所長がそれぞれの職員に対して割り振った日 (2) 法に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日の4週間前から8週間後までの期間内において，これらの日に相当する休日として所長がそれぞれの職員に対して割り振った日
亀城プラザ	午前8時30分から午後10時までの間で所長がそれぞれの職員に対して割り振った時間	(1) 毎週水曜日(この日が法に規定する休日に当たるときは，その日以後において最も近い法に規定する休日でない日) (2) 週休日に相当する休日として，4週間を通じて4日の割合で，所長がそれぞれの職員に対して割り振った日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (4) 法に規定する休日の4週間前から8週間後までの期間内において，これらの日に相当する休日として，所長がそれぞれの職員に対して割り振った日
霞ヶ浦総合公園体育施設	午前8時30分から午後9時までの間で所長がそれぞれの職員に対して割り振った時間	(1) 毎週月曜日(この日が法に規定する休日に当たるときは，その日以後において最も近い法に規定する休日でない日) (2) 週休日に相当する休日として，4週間を通じて4日の割合で，所長がそれぞれの職員に対して割り振った日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(法に規定する休日を除く。) (4) 法に規定する休日の4週間前から8週間後までの期間内において，これらの日に相当する休日として，所長がそれぞれの職員に対して割り振った日
霞ヶ浦総合公園		
土浦市民会館		
土浦勤労者総合福祉センター		
土浦市生涯学習館	午前8時30分から午後10時までの間で所長がそれぞれの職員に対して割り振った時間	(1) 毎週月曜日 (2) 週休日に相当する休日として，4週間を通じて4日の割合で，所長がそれぞれの職員に対して割り振った日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(法に規定する休日を除く。) (4) 法に規定する休日(その日が月曜日に当たるときは，その翌日)